

非常変災時（飛翔体発射・風水害・吹雪・交通機関の不通等）による臨時休業等のマニュアル

1. 登校直前の判断

【非常変災時すべて共通】

教 頭

情報の収集し、分析し、総合的に対応の判断を決定する。

- ① テレビ・ラジオ・ホームページ・メールから情報を得る。
Jアラート等の緊急警報からの情報。
- ② 空知地方（北空知地方）の気象情報を得る。
【札幌管区気象台 011（611）0170】
【旭川地方気象台技術予報課 0166（32）6368】
- ③ 鉄道の運行情況の情報を得る。【JR深川駅 22-2862】
- ④ バスの運行情況の情報を得る。
【空知中央バス深川営業所 26-3111】
【JRバス深川営業所 22-2901】
【沿岸バス留萌ターミナル 0164（42）1701】
【道北バス近文本社 0166（51）0111】
- ⑤ 道路状況の情報を得る。
【国道関係 札幌開発建設部深川道路事務所 25-1155】
【道道関係 札幌土木現業所深川出張所 22-1411】
【市道関係 深川市車両センター管理係 26-2313】
- ⑥ 実際に外に出て肌で、その状況を感じる。

校長に判断した内容を伝え、校長の指示を受ける。

対 応 の 決 定

教 頭 より 連 絡

教職員連絡網で【対応決定】を連絡する。学校HPへ掲載。

連絡を受けた教職員は、次の事項を行う。

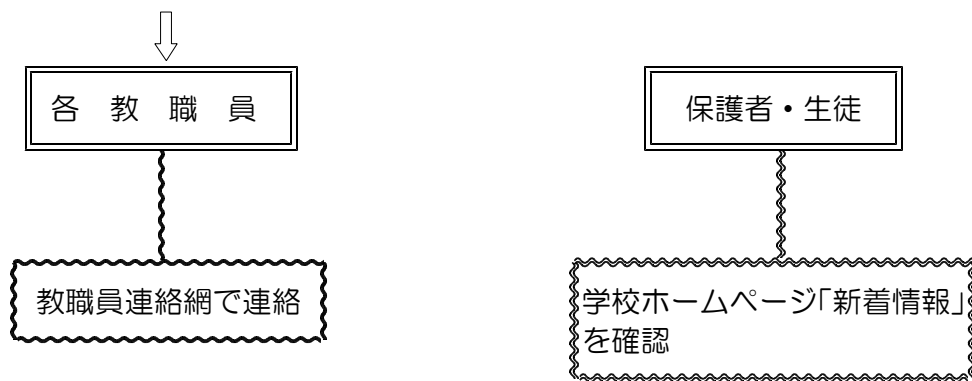
- ①必ずメモを取る。
- ②メモの内容を復唱し、連絡者と必ず確認する。

①教育局への報告

《平成28年4月27日付け事務連絡
「災害による臨時休校等の報告」》
《平成26年10月14日付け教高第104
7号通知》

②北海道教育委員会への報告

《北海道立学校管理規則第28条に基づく報告（様式は任意）》



＊飛翔体（ミサイル等）に伴う警報解除が発令された場合
・管理職（校長・教頭・事務長）及び関係職員（教務部長等）で登校する
・対応の決定

【飛翔体（ミサイル）発射に対する警報発令の場合のみ・・・「１」に続く】

２ 登校する時間帯の場合

- (1) 徒歩等で登下校する生徒は、各自が近くのできるだけ頑丈な建物や物陰に避難するなどの行動を取る。
- (2) 公共交通機関を利用して登下校する生徒は、乗務員等の指示に基づく行動を取る。

３ 生徒が学校等で活動している時間帯の場合

- (1) ドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる。
- (2) 校庭にいる生徒は、速やかに校舎内に避難させる。
- (3) 校外で活動している生徒は、近くのできるだけ頑丈な建物や物陰に避難させる。

４ 下校直前の時間帯の場合

- (1) 生徒の下校（帰宅）を一時中断し、校舎内に待機させる。
- (2) ＪＲ駅・バス停に向かうことを見合わせ、警報の解除を待ち、校内に待機。

５ 下校する時間帯の場合

２ 登校する時間帯の場合と同様の行動を取る。

６ 避難行動等を解除する場合の判断

政府による公式発表等を踏まえて児童生徒の安全確保に係る対応を解除する。

７ その他 登下校時の警報発令の際は、上記「２」の行動を取るよう日常的な啓発を実施する。

「道立学校における非常変災時の臨時休業について」

北海道立学校管理規則第27条に基づき臨時休業とすべき場合

- 1 学校所在地又は大半の児童生徒等が居住している地域（以下「当該地域」という。）に、気象等に関する特別警報又は津波・火山・地震に関する特別警報が、児童生徒等の登校時刻以前に発表された場合。
- 2 1 以外の場合として、当該地域に気象等に関する警報等が発表され、かつ、次の(1)～(3)の状況が併せて発生する事態となった場合、あるいは予想される場合には、臨時休業の実施について総合的に判断すること。
 - (1) 当該地域に、市町村から避難指示や避難勧告等が発表される。
 - (2) 多くの児童生徒等が利用する公共交通機関が運休するなど、通学困難となる。
 - (3) 学校の施設及び設備が損壊するなど、授業を行うことが困難となる。

【参考】気象庁が発表する警報等

- 気象等に関する特別警報
 - ・大雨（浸水、土砂災害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
- 津波・火山・地震に関する特別警報
 - ・津波（大津波警報）、火山噴火（噴火警報（居住地域））、地震（緊急地震速報（震度6弱以上））
- 気象警報
 - ・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
- その他の情報
 - ・指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等